

令和3年4月5日（月）～令和3年4月30日（金）

村内対象旅館等にご宿泊で

**「ふるさと関川帰省事業（緊急対策）」が利用できます！！**

○事業期間： 令和3年4月1日 から受付開始

**令和3年4月5日～令和3年4月30日宿泊分が補助対象です**

※先着順とし、予算がなくなりしだい終了です

○対象施設： 表面をご覧ください

○助成対象者： 下記①～⑤の**対象者を1人以上含んだ2名以上**で対象宿泊施設へ宿泊する場合を補助対象とします。

①村内出身者 ②村人会員 ③村転入者の家族 ④村内居住者  
⑤ふる里会会員

○補助額： **一人当たり5,000円の利用券を補助**

※1グループにつき4人まで（上限20,000円）

※新潟県が実施する宿泊割引の併用が可能です。

○申請手順： 1. 宿を予約する（ふるさと帰省事業を利用する事を伝えてください）  
2. 申請書を村観光協会へ提出する（宿泊日の5日前まで必着）  
3. 村観光協会から「利用券」が申請者へ送られてくる  
4. チェックイン時に「利用券」をフロントへ渡す  
5. ご宿泊

○注意事項： ・宿泊施設の**宿泊予約者名と申請書の宿泊代表者名は同一**とし、  
下記①～⑤の対象者の名前としてください。

①村内出身者 ②村人会員 ③村転入者の家族 ④村内居住者  
⑤ふる里会会員

- ・事前に申請した利用日以外の利用、申請者以外の利用、複数回の利用、連泊利用はできません。
- ・国の緊急事態宣言下での宿泊、及び独自の緊急事態宣言が発出された都道府県や市区町村からの宿泊はご遠慮ください。

## 申請書の請求・詳細のお問合せ

**関川村観光協会事務局**

〒959-3292 新潟県岩船郡関川村大字下関 912

**電話 0254-64-1478 / FAX 0254-64-0079**

メールアドレス kankou@vill.sekikawa.niigata.jp

**受付時間 8:30～17:15(土・日・祝日除く)**

お申し込みは、申請書を直接観光協会に提出していただくか、申請書を郵送してください(代理人の申請は可)お電話・メールでの申し込みは受け付けておりません。